

鳥取県告示第 221 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条第 2 項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第 78 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 22 年 4 月 6 日

鳥取県中部総合事務所長 岡 村 俊 作

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止の届出を受理した年月日	サービスの種類
社会福祉法人三朝町社会福祉協議会	社会福祉法人三朝町社会福祉協議会指定訪問入浴介護事業所	東伯郡三朝町大字横手 50-4	平成 22 年 3 月 26 日	訪問入浴介護